



新商品の生産により新たな事業の開拓を図る者の認定事業（古賀市トライアル発注事業）

1. 事業の目的

市内の中小企業等が開発または製造した優れた新商品を一定の手続きを経て古賀市が認定し、PRを行うことによって販路開拓を支援する目的で実施するものです。

2. 認定のメリット

- 1) 認定商品を市のホームページ等に掲載。幅広く商品PRが出来ます。
- 2) 認定期間中は市が随意契約にて購入することが可能となります。
- 3) 市からの受注があった場合、実績を企業や商品のPRに役立てることができます。

*** 認定により市からの購入自体を保証するものではありません。**

3. 認定対象商品

次の要件を全て満たすものとします。

- 1) 古賀市内で自ら製造し、又は開発した商品であること。
- 2) 申請時において、販売開始からおおむね7年以内であること。
- 3) 既存の商品とは著しく異なり、優れた使用価値を有していること。
- 4) 技術の高度化、経営の能率の向上又は住民生活の利便の増進に寄与する商品であること。
- 5) 市場性が見込まれる商品であること。
- 6) 市の機関において用途が見込まれ、かつ、購入実績が少ない商品であること。
- 7) 商品の生産・販売の方法や資金調達の方法などが確実に実行可能であること。

*** 食品、医薬品、医薬部外品、化粧品、農薬、試作品等は除きます。**

古賀市
認定

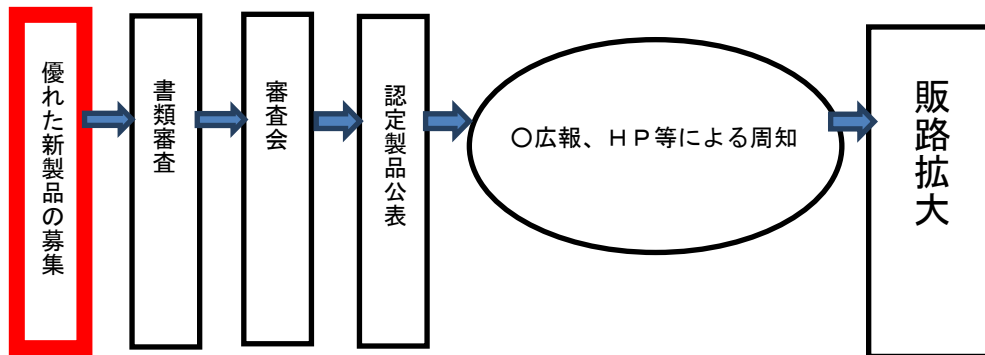
トライアル発注

4. 対象者

次の要件を全て満たす方が対象となります。

- 1) 市内に事業所を有し、中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律（平成11年法律第18号）第2条第1項各号のいずれかに該当する者であること。
- 2) 市税の滞納がないこと。
- 3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団及び同条第6号に規定する暴力団員でないこと。
- 4) 申請から認定の期間において、古賀市指名停止措置要綱に該当する者でないこと。
- 5) 個人事業者が申請する場合、成年被後見人、被保佐人若しくは被補助人又は破産者でないこと。

5. 認定の流れ



6. 募集期間

通年

7. 応募方法

申請書（様式1）に添付書類を添えて正副各1部（副は全て写しで可）提出して下さい。

*申請書様式は市ホームページからもダウンロードできます。

8. 提出先及びお問合せ先

〒811-3192 福岡県古賀市駅東1-1-1

古賀市役所 商工政策課 商業観光係

電話 092-942-1176（直通）